

大阪港港湾工事共通仕様書

令和8年10月 改訂版

新旧対比表

大阪港湾局

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
1	表紙			<p style="text-align: center;">大阪港港湾工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和 <u>7</u> 年 <u>4</u> 月改訂</p> <p style="text-align: center;">大阪港湾局</p>	<p style="text-align: center;">大阪港港湾工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和 <u>8</u> 年 <u>10</u> 月改訂</p> <p style="text-align: center;">大阪港湾局</p>	修正
2	1. 工事請負契約書	工事請負契約書		<p style="text-align: center;">工事請負契約書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工 事 名 称</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>主契約 〇 40,000 円 主契約 〇 140,000 円 主契約 〇 220,000 円 主契約を越えるもの 440,000 円</small> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工 事 名 称</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">契約番号 <u>大第乙</u> 第 号</div> </div>	<p style="text-align: center;">工事請負契約書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工 事 名 称</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>主契約 〇 40,000 円 主契約 〇 140,000 円 主契約 〇 220,000 円 主契約を越えるもの 440,000 円</small> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工 事 名 称</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">契約番号 第 号</div> </div>	修正
3	1. 工事請負契約書	第3条 (関連工事の調整)		<p>(関連工事の調整)</p> <p>第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p>	<p>(関連工事の調整)</p> <p>第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p>	追加

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
4	1. 工事請負契約書	第4条 (請負代金内訳書及び工程表)		<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第4条 受注者は、この契約締結後 21 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第4条 受注者は、この契約締結後 21 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 5 項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u></p> <p>■ <u>「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。</u></p> <p>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	追加
5	1. 工事請負契約書	第5条 (契約の保証)		<p><u>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては請負代金額の 10 分の 1 以上、指名競争入札、随意契約においては 100 分の 5 以上としなければならない。</u></p>	<p>2 受注者は、<u>前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5 項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては請負代金額の 10 分の 1 以上、指名競争入札、随意契約においては 100 分の 5 以上としなければならない。</u></p>	追加
6	1. 工事請負契約書	第11条 (現場代理人及び主任技術者等)		<p>(3) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項<u>ただし書</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p>	<p>(3) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項<u>第 2 号</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p>	修正
7	1. 工事請負契約書	第24条 (工期の変更方法)			<p><u>3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 50 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第 51 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	追加

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
8	1. 工事請負契約書	第25条 (請負代金額の変更 方法等)		<p><u>3</u> この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p>	<p><u>3</u> 発注者は、<u>第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第50条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第51条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p><u>4</u> この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要</p>	追加
9	1. 工事請負契約書	第26条 (賃金又は物価の変 動に基づく請負代金 額の変更)			<p><u>9</u> 発注者は、<u>第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第50条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第51条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	追加
10	1. 工事請負契約書	第35条 (前払金)		<p><u>2</u> 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>3</u> 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託した後、公共工事の前払金に関する規則及び公共工事の前払金取扱要項に基づき、中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。</p> <p><u>8</u> 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p>	<p><u>2</u> 受注者は、<u>前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>4</u> 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託した後、公共工事の前払金に関する規則及び公共工事の前払金取扱要項に基づき、中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。<u>第2項及び前項</u>の規定は、この場合について準用する。</p> <p><u>9</u> 発注者は、受注者が<u>第7項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p>	追加
11	1. 工事請負契約書	第36条 (保証契約の変更)		<p>第36条 受注者は、<u>前条第5項</u>の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p>	<p>(保証契約の変更)</p> <p>第36条 受注者は、<u>前条第6項</u>の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p>	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
12	1. 工事請負契約書	第36条 (保証契約の変更)			<u>3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u>	追加
13	1. 工事請負契約書	第38条 (前払金の使用等)		(前払金の使用等) 第 38 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。	(前払金の使用等) 第 38 条 受注者は、前払金（ <u>中間前払金を除く。以下本条において同じ。</u> ）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、 <u>支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u> <u>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u>	修正
14	1. 工事請負契約書	第43条の2 (不当な取引制限等に係る損害賠償金)		(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。	(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、 <u>受注者に</u> 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。	修正
15	1. 工事請負契約書	第43条の2 (不当な取引制限等に係る損害賠償金)		3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の請負代金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。	3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の請負代金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から <u>発注者の指定する支払期日まで、当該代金の</u> 支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
16	1. 工事請負契約書	第2条 (前金払の特則)	債務負担行為に基づく契約における特約条項	<p>(前金払の特則)</p> <p>第2条 この契約に基づく前払金については、第35条第1項中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条第5項中「その増加した額」とあるのは、「その増加した額のうち当該会計年度に係る部分の増加額」と、同条第6項中「その減少した額」とあるのは、「その減少した額のうち当該会計年度に係る部分の減少額」と読み替えて、この規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。</p> <p>2 受注者は、契約会計年度の翌年度以降に当該年度の当初前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、前会計年度末における出来高に相応する請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に到達していることについて発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、受注者が、前年度末における当該工事の部分払の請求のための既済部分に係わる検査により当該工事が前会計年度までの出来高予定額に達していることについて確認できる場合はこれを適用しない。</p> <p>4 第1項の場合において、前会計年度末における出来高に相応する請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。</p>	<p>(前金払の特則)</p> <p>第2条 この契約に基づく前払金については、第35条第1項中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条第5項中「その増加した額」とあるのは、「その増加した額のうち当該会計年度に係る部分の増加額」と、同条第6項中「その減少した額」とあるのは、「その減少した額のうち当該会計年度に係る部分の減少額」と読み替えて、この規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。</p> <p>2 受注者は、契約会計年度の翌年度以降に当該年度の当初前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、前会計年度末における出来高に相応する請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に到達していることについて発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、受注者が、前年度末における当該工事の部分払の請求のための既済部分に係わる検査により当該工事が前会計年度までの出来高予定額に達していることについて確認できる場合はこれを適用しない。</p> <p>4 第1項の場合において、前会計年度末における出来高に相応する請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。</p>	修正
17	1. 工事請負契約書	別紙1	前払金の使用等の特例に関する特約条項	<p>別紙1</p> <p>工事請負契約書</p> <p>前払金の使用等の特例に関する特約条項</p> <p>(前払金の使用等の特例)</p> <p>第1条 受注者は、前払金を第38条に規定するもののほか、平成28年4月1日から令和○年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和○年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>		削除
18	第1章総則	1-1-7	CORINSへの登録	<p>1-1-7 CORINSへの登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、<u>祝日</u>等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、<u>祝日</u>等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、<u>祝日</u>等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。</p> <p>なお、この登録に係る発注機関名は大阪市大阪港海局（発注者機関コード：40801012）とする。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、<u>祝日</u>を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>（「登録機関」とは、一般財団法人日本建設情報総合センターをいう。登録手続webページは http://ct.jacic.or.jp/ による。）</p>	<p>1-1-7 CORINSへの登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、<u>祝休日</u>等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、<u>祝休日</u>等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、<u>祝休日</u>等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>なお、この登録に係る発注機関名は大阪市大阪港海局（発注者機関コード：40801012）とする。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、<u>祝休日</u>を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>（「登録機関」とは、一般財団法人日本建設情報総合センターをいう。登録手続webページは http://ct.jacic.or.jp/ による。）</p>	修正
19	第1章総則	1-1-23	諸法令等の遵守		法令番号の削除	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
20	第1章総則	1-1-26	現場事務所	1-1-26 現場事務所 1. 受注者は、現場事務所、休憩所及び仮設トイレ等の設置にあたり、それに係る営繕を適切に行わなければならない。 2. 受注者は、現場事務所に原則として、当該工事の電話を設置するものとする。 3. 受注者は、仮設現場事務所を設置する場合、建築基準法（昭和55年法律第201号）を遵守のうえ、自らの責任において設置しなければならない。ただし、監督職員から設置関係書類の提示を請求された場合は、これに従うものとする。	1-1-26 現場事務所 1. 受注者は、現場事務所、休憩所及び仮設トイレ等の設置にあたり、それに係る営繕を適切に行わなければならない。 2. 受注者は、現場事務所に原則として、当該工事の電話を設置するものとする。 3. 受注者は、仮設現場事務所を設置する場合、建築基準法を遵守のうえ、自らの責任において設置しなければならない。ただし、監督職員から設置関係書類の提示を請求された場合は、これに従うものとする。	修正
21	第1章総則	1-1-30	特許権等	1-1-30 特許権等 1. 受注者は、特許権等を使用する場合、 <u>設計図書</u> に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に關した費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。 2. 受注者は、業務の遂行により発明、又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。 3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作権に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除、又は編集して利用することができる。	1-1-30 特許権等 1. 受注者は、特許権等を使用する場合、 <u>設計図書</u> に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に關した費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。 2. 受注者は、業務の遂行により発明、又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。 3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除、又は編集して利用することができる。	修正
22	第1章総則	1-1-32	保険の付保及び事故の補償	9. 受注者は、 <u>設計図書に定める場合</u> 、火災保険、自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、その他の損害保険等に加え、付保しなければならない。ただし、保険等に付すべき対象は、次の各号に掲げるところによるものとする。 （1）保険対象は、請負契約の対象となっている工事全体とする。 （2）被保険者は、発注者、受注者及び工事従事者とする。 （3）保険金額は、請負代金全額とし、支給材料及び貸与品がある場合はその金額を加えるものとする。 （4）保険期間は、工事着手のときから工事的目的物の引渡しまでの期間とする。 （5）その他 <u>設計図書</u> に定める事項	9. 受注者は、火災保険、自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、その他の損害保険等に加え、付保しなければならない。ただし、保険等に付すべき対象は、次の各号に掲げるところによるものとする。 （1）保険対象は、請負契約の対象となっている工事全体とする。 （2）被保険者は、発注者、受注者及び工事従事者とする。 （3）保険金額は、請負代金全額とし、支給材料及び貸与品がある場合はその金額を加えるものとする。 （4）保険期間は、工事着手のときから工事的目的物の引渡しまでの期間とする。 （5）その他 <u>設計図書</u> に定める事項	修正
23	第1章総則	1-1-34	臨機の措置	1-1-34 臨機の措置 1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。	1-1-34 臨機の措置 1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、 <u>緊急な手段を得ない場合を除き、事前に監督職員に意見を求めたうえで</u> 臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。	修正
24	第1章総則	1-1-35	暴力団等の排除	1-1-35 暴力団等の排除 1. 暴力団の排除について （1）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。	1-1-35 暴力団等の排除 1. 暴力団の排除について （1）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。	修正
25	第1章総則	1-1-35	暴力団等の排除	（3） <u>受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</u> 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。 また受注者は、下請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けた時は、当該下請負人に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。 （4）受注者及び下請負人が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による。停止措置を行うことがある。	（3）受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。 また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。 （4）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による。停止措置を行うことがある。	修正
26	第1章総則	1-1-35	暴力団等の排除	2. 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りではない。	2. 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りではない。	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
27	第1章総則	1-1-36	職員等の公正な職務の執行に関する条例の遵守	<p>1-1-36 職員等の公正な職務の執行に関する条例の遵守 (条例の遵守)</p> <p>1. 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号) (以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。</p>	<p>1-1-36 職員等の公正な職務の執行に関する条例の遵守 (条例の遵守)</p> <p>1. 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。</p>	修正
28	第1章総則	1-2-1	現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等	<p>3. 受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を<u>確認</u>するため、現場代理人について「経歴書」及び「受注者に所属することを証する書面」届出書(下記に示す公的に雇用関係を証する書類のいずれかの写しを添付する。以下同じ。)を所定様式により作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出(変更が生じた日から10日以内)しなければならない。</p> <div> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険被保険者証(所属会社の判るもの) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 住民税特別徴収税額通知書・変更通知書 監理技術者資格者証 </div>	<p>3. 受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を<u>確認</u>するため、現場代理人について「経歴書」及び「受注者に所属することを証する書面」届出書(下記に示す公的に雇用関係を証する書類のいずれかの写しを添付する。以下同じ。)を所定様式により作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出(変更が生じた日から10日以内)しなければならない。</p> <div> <ul style="list-style-type: none"> 監理技術者資格者証 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(年金事務所が受け付けたこと分かるもの) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特例徴収義務者用) </div>	修正
29	第1章総則	1-2-1	現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等	<p>5. 受注者は、第1項に規定する監理技術者について、経歴書及び「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了履歴」届出書を所定様式により作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、監理技術者を変更したときも同様に提出(変更が生じた日から10日以内)しなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、第1項に規定する監理技術者について、経歴書及び「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書を所定様式により作成し、請負契約締結後21日以内に監督職員に提出しなければならない。また、監理技術者を変更したときも同様に提出(変更が生じた日から10日以内)しなければならない。</p>	修正
30	第1章総則	1-2-1	現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等	<p>6. 元請の監理技術者に関し、これを補佐する者(これを監理技術者補佐という。)を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認する。 なお、兼任する監理技術者は「特例監理技術者」という。</p>	<p>6. 元請の監理技術者に関し、これを補佐する者(これを監理技術者補佐という。)を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認する。 なお、兼任する監理技術者は「特例監理技術者」という。 ただし、次に示す工事については、特例監理技術者の配置を認めないものとする。 (1) 総合評価型或技術提案型方式により入札を行う工事 (2) 低入札価格調査制度適用工事(予定価格6億円超) (3) 維持工事(通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事) また、兼任できる工事件数の数は2件とし、兼任できる工事の範囲は市内で施工を行う本市発注工事とする。</p>	修正
31	第1章総則	1-2-2	工事の下請負	<p>1-2-2 工事の下請負</p> <p>1. 受注者は、契約書第7条の規定及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という。))の定めに基づき、工事を一括して、他人、又は建設業を営む者等の第三者(以下「<u>下請負人</u>」という。)に請け負わせてはならない。</p>	<p>1-2-2 工事の下請負</p> <p>1. 受注者は、契約書第7条の規定及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という。))の定めに基づき、工事を一括して、他人、又は建設業を営む者等の第三者(以下「<u>下請負人</u>」という。)に請け負わせてはならない。</p>	修正
32	第1章総則	1-2-2	工事の下請負	<p>3. 受注者は、工事を下請負に付する場合に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負人は、建設業法に違反する者であってはならない。 (3) 下請負人が大阪府競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中でないこと。 (4) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 (5) 受注者は、下請負人が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導を行うとともに、建設業法令遵守ガイドライン(国土交通省最近改訂平成20年9月)に基づき、下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図らなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、工事を下請負に付する場合に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負人は、建設業法に違反する者であってはならない。 (3) 下請負人が大阪府競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中でないこと。 (4) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 (5) 受注者は、下請負人が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導を行うとともに、建設業法令遵守ガイドライン(国土交通省)に基づき、下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図らなければならない。</p>	修正
33	第1章総則	1-2-3	施工体制台帳	<p>1-2-3 施工体制台帳</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、建設業法の定めに基づき、施工体制台帳を<u>所定様式</u>により作成し、工事現場に備えるとともに、下請契約締結後10日以内に入札契約適正化法の定めに基づき監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1-2-3 施工体制台帳</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、建設業法の定めに基づき、施工体制台帳を<u>作成例を参考</u>に作成し、工事現場に備えるとともに、下請契約締結後10日以内に入札契約適正化法の定めに基づき監督職員に提出しなければならない。</p>	修正
34	第1章総則	1-2-3	施工体制台帳	<p>3. 第1項の受注者は、建設業法の定めに基づき、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を<u>所定様式</u>により作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事担当技術者台帳と合わせて下請契約締結後10日以内に監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>3. 第1項の受注者は、建設業法の定めに基づき、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を<u>作成例を参考</u>に作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事担当技術者台帳と合わせて下請契約締結後10日以内に監督職員に提出しなければならない。</p>	修正
35	第1章総則	1-3-1	建設副産物	<p>1-3-1 建設副産物</p> <p>1. 受注者は、工事により生じる建設副産物の処理等については、「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>(昭和45年法律第137号)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成15年法律第104号)」を遵守するほか、<u>設計図書</u>に基づき措置しなければならない。ただし、<u>設計図書</u>に明示がない場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>1-3-1 建設副産物</p> <p>1. 受注者は、工事により生じる建設副産物の処理等については、「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守するほか、<u>設計図書</u>に基づき措置しなければならない。ただし、<u>設計図書</u>に明示がない場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	修正

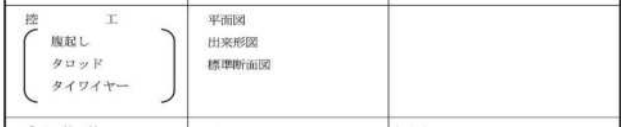
No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
36	第1章総則	1-3-1	建設副産物	4. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、 <u>設計図書</u> の定めによるものとするが、 <u>設計図書</u> に明示がない場合には、本体工事又は <u>設計図書</u> に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、 <u>設計図書</u> に明示がない任意の仮設工事にあっては、監督職員の承諾を得なければならない。	4. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、 <u>設計図書</u> の定めによるものとする。ただし、 <u>設計図書</u> に明示がない場合には、本体工事又は <u>設計図書</u> に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、 <u>設計図書</u> に明示がない任意の仮設工事にあっては、監督職員の承諾を得なければならない。	修正
37	第1章総則	1-3-1	建設副産物	5. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）、「大阪市建設リサイクルガイドライン」（平成30年5月）（本ガイドラインは、大阪市建設局ホームページ参照）の記載事項を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	5. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱、再生資源の利用の促進について、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン、「大阪市建設リサイクルガイドライン」（本ガイドラインは、大阪市建設局ホームページ参照）の記載事項を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	修正
38	第1章総則	1-3-4	環境対策	1-3-4 環境対策 1. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）（以下「騒音振動対策技術指針」という。）、関連法令及び仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1-3-4 環境対策 1. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（以下「騒音振動対策技術指針」という。）、関連法令及び仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	修正
39	第1章総則	1-3-4	環境対策	4. 受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、若しくはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	4. 受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、若しくはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	修正
40	第1章総則	1-3-4	環境対策	6. 受注者は、騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書の定めて使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年7月31日付け建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日付け国土交通省告示第187号）に基づき指定された建設機械を使用するものとし、前項の規定と同様に、施工計画書にその使用を記載し、記録写真を監督職員に提出しなければならない。ただし、施工時期・工事現場条件等により一部機種の調査が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種、又は対策をもって協議することができるものとする。 7. 受注者は、資材、工法、建設機械、又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調査の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調査の推進に関する基本方針」に定められた特定調査品目の使用を積極的に推進するものとする。 ただし、大阪市グリーン調達方針（直近改訂版）に定める特定調達物品等の使用、又は構築することが設計図書に定められている場合は、これを調査のうえ施工しなければならない。	6. 受注者は、騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書の定めて使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械を使用するものとし、前項の規定と同様に、施工計画書にその使用を記載し、記録写真を監督職員に提出しなければならない。ただし、施工時期・工事現場条件等により一部機種の調査が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種、又は対策をもって協議することができるものとする。 7. 受注者は、資材、工法、建設機械、又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調査の推進等に関する法律」第6条の規定に基づく「環境物品等の調査の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。 ただし、大阪市グリーン調達方針（直近改訂版）に定める特定調達物品等の使用、又は構築することが設計図書に定められている場合は、これを調査のうえ施工しなければならない。	修正
41	第1章総則	1-3-6	車種規制非適合車の運行規則	1-3-6 車種規制非適合車の運行規制 受注者は、工事現場（受注者の提供用地を含む。）に出入りする関係車両について、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成29年）（以下「府環境条例」という。）」を遵守しなければならない。	1-3-6 車種規制非適合車の運行規制 受注者は、工事現場（受注者の提供用地を含む。）に出入りする関係車両について、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府環境条例」という。）」を遵守しなければならない。	修正
42	第1章総則	1-3-8	工事測量	8. 受注者は、用地幅杭、道路基準点、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を抜き取ったり、又は移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、関係土地所有者等の承諾及び監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に報告しその指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	8. 受注者は、用地幅杭、道路基準点、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を抜き取り、又は移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、関係土地所有者等の承諾及び監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に報告しその指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	修正
43	第1章総則	1-4-1	工事中の安全確保	2. 受注者は、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」、「作業船間安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）及び、建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設施工企画課発、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し工事現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	2. 受注者は、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」、「作業船間安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」土木工事安全施工技術指針及び、建設機械施工安全技術指針を参考にして、常に工事の安全に留意し工事現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
44	第1章総則	1-4-1	工事中の安全確保	<p>4. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。また、次の各号に掲げる事項を遵守し、工事の安全を確保しなければならない。</p> <p>（1）労働安全衛生法、同規則</p> <p>（2）港長、道路管理者、河川管理者、鉄道・軌道事業者及び警察署長等による工事許可条件・施工条件</p> <p>（3）埋設物管理者等による施工条件等</p> <p>（4）ガス爆発事故の防止に関する通達</p> <p>（5）酸素欠乏症等防止規則</p> <p>（6）高気圧作業安全衛生規則</p> <p>（7）その他必要な事項</p>	<p>4. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止を図らなければならない。また、次の各号に掲げる事項を遵守し、工事の安全を確保しなければならない。</p> <p>（1）労働安全衛生法、同規則</p> <p>（2）港長、道路管理者、河川管理者、鉄道・軌道事業者及び警察署長等による工事許可条件・施工条件</p> <p>（3）埋設物管理者等による施工条件等</p> <p>（4）ガス爆発事故の防止に関する通達</p> <p>（5）酸素欠乏症等防止規則</p> <p>（6）高気圧作業安全衛生規則</p> <p>（7）その他必要な事項</p>	修正
45	第1章総則	1-4-1	工事中の安全確保	<p>25. 受注者は、足場の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。</p>	<p>25. 受注者は、足場の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。</p>	修正
46	第1章総則	1-4-1	工事中の安全確保	<p>27. 起重装置が装備された作業船の曳航及び同作業船による施工にあたっては、架空送電線接触事故を防止するため、「作業船による架空送電線接触事故防止対策指針（（一社）日本海上起重技術協会 平成19年1月）」等を遵守し、安全対策に万全を期さなければならない。</p> <p>また、工事の施工に先立ち、電気事業者（関西電力（株））に対し工事説明を行わなければならない。</p>	<p>27. 起重装置が装備された作業船の曳航及び同作業船による施工にあたっては、架空送電線接触事故を防止するため、「作業船による架空送電線接触事故防止対策指針等」を遵守し、安全対策に万全を期さなければならない。</p> <p>また、工事の施工に先立ち、電気事業者（関西電力（株））に対し工事説明を行わなければならない。</p>	修正
47	第1章総則	1-4-2	安全管理組織	<p>4. 工事現場が同一場所において2社以上の工事がある場合、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、監督職員から指名を受けた受注者は、これに従うものとし、安全管理体制図を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>4. 工事現場が同一場所において2社以上の工事がある場合、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、監督職員から指名を受けた受注者は、これに従うものとし、安全管理体制図を監督職員に提出しなければならない。</p>	修正
48	第1章総則	1-4-7	交通安全管理	<p>3. 受注者は、供用中の公衆道路における工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員と打合せを行うとともに、道路管理者及び所轄警察署の許可条件若しくは施工条件のほか、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和65年12月17日総理府・建設省令第3号）、工事現場における保安施設等の設置基準（大阪市告示第56号、平成19年3月30日）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、供用中の公衆道路における工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員と打合せを行うとともに、道路管理者及び所轄警察署の許可条件若しくは施工条件のほか、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、工事現場における保安施設等の設置基準に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	修正
49	第1章総則	1-4-7	交通安全管理	<p>12. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第365号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可（ただし、臨港道路においては、大阪市港湾施設条例第11条第3項に基づく許可）を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>12. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可（ただし、臨港道路においては、大阪市港湾施設条例第11条第3項に基づく許可）を得ていることを確認しなければならない。</p>	修正
50	第2章材料	2-1-1	適用	<p>2-1-1 適用</p> <p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等品以上の品質を有しなければならない。なお、受注者が同等品以上の品質を有するものとして、外国で生産された建設用資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書（以下「外国産資材品質審査証明書」という。）あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p>	<p>2-1-1 適用</p> <p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等品以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等品以上の品質を有するものとして、外国産の建設用資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書（以下「外国産資材品質審査証明書」という。）あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p>	修正
51	第2章材料	2-2-1	一般事項	<p>3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）」を参考にするものとし、「コンクリート骨材又は道路用等のスラグ類におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「コンクリート骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された、循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	修正
52	第2章材料	2-3-2	砂	<p>5. 砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された、循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「地盤改良、土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>5. 砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された、循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「地盤改良、土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	修正
53	第2章材料	2-3-3	砂利、碎石	<p>3. 砂利・碎石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>3. 砂利・碎石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「コンクリート骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された、循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
54	第2章材料	2-3-4	石	5. 設計図書のためにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被服・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	5. 設計図書の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「 <u>コンクリート骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術院環境・平成24年3月）</u> 」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「基礎工、本体工、被服・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	修正
55	第2章材料	2-4-1	一般事項	<p>第4節 骨 材</p> <p>2-4-1 一般事項</p> <p>道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。</p> <p>JIS A 5001 「道路用砕石」</p> <p>JIS A 5005 「コンクリート用砕石及び砕砂」</p> <p>JIS A 5011-1 「コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材）」</p> <p>JIS A 5011-2 「コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材）」</p> <p>JIS A 5011-3 「コンクリート用スラグ骨材（鋼スラグ骨材）」</p> <p>JIS A 5011-4 「コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）」</p> <p>JIS A 5015 「道路用鉄鋼スラグ」</p> <p>JIS A 5021 「コンクリート用再生骨材H」</p> <p>なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>第4節 骨 材</p> <p>2-4-1 一般事項</p> <p>道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。</p> <p>JIS A 5001 「道路用砕石」</p> <p>JIS A 5005 「コンクリート用砕石及び砕砂」</p> <p>JIS A 5011-1 「コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材）」</p> <p>JIS A 5011-2 「コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材）」</p> <p>JIS A 5011-3 「コンクリート用スラグ骨材（鋼スラグ骨材）」</p> <p>JIS A 5011-4 「コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）」</p> <p><u>JIS A 5011-6 「コンクリート用スラグ骨材（石炭ガス化スラグ骨材）」</u></p> <p>JIS A 5015 「道路用鉄鋼スラグ」</p> <p>JIS A 5021 「コンクリート用再生骨材H」</p> <p>なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「<u>コンクリート骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術院環境・平成24年3月）</u>」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	修正
56	第2章材料	2-6-5	控工	2. タイロッド (1) 材質及び形状寸法は、 <u>設計図書</u> の定めによるものとする。なお、受注者は、製作に先立ち <u>たいロッド</u> 及び付属品の図面を監督職員に提出しなければならない。	2. タイロッド (1) 材質及び形状寸法は、 <u>設計図書</u> の定めによるものとする。なお、受注者は、製作に先立ち <u>タイロッド</u> 及び付属品の図面を監督職員に提出しなければならない。	修正
57	第2章材料	2-6-6	コンクリート舗装用鋼材	2-6-6 コンクリート舗装用鋼材 1. <u>スリップバー</u> は、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235）」に適合又は「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材（SS400）」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、 <u>設計図書</u> の定めによるものとする。	2-6-6 コンクリート舗装用鋼材 1. <u>ダケニルバー</u> は、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235）」に適合又は「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材（SS400）」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、 <u>設計図書</u> の定めによるものとする。	修正
58	第2章材料	2-8-1	一般事項	3. 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（ <u>国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日</u> ）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（ <u>国土交通省港湾局環境・技術課長通達、平成14年7月31日</u> ）を遵守し、アルカリ骨 材反応抑制対策の適合を <u>確認し</u> 、 <u>確認</u> した資料を監督職員に <u>提出</u> しなければならない。	3. 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用についてを遵守し、アルカリ骨 材反応抑制対策の適合を <u>確認し</u> 、 <u>確認</u> した資料を監督職員に <u>提出</u> しなければならない。	修正
59	第2章材料	2-12-3	被覆防食材料	(5) 受注者は、 <u>施工に先立ち監督職員に</u> ベトロタム被覆の保護カバーの材質の <u>承諾</u> を得なければならない。	<u>3. ベトロタム被覆に使用する</u> 保護カバーの材質は、 <u>施工に先立ち受注者は監督職員</u> の承諾を得なければならない。	修正
60	第2章材料	2-13-1	ゴム防舷材	<p>第13節 防 舷 材</p> <p>2-13-1 ゴム防舷材</p> <p>1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。</p> <p>(1) ゴムは、カーボンブラック配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。「表2-9ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、設計図書の定めによるものとする。</p>	<p>第13節 防 舷 材</p> <p>2-13-1 ゴム防舷材</p> <p>1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。</p> <p>(1) ゴムは、カーボンブラック又は<u>ホワイトカーボン</u>配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。「表2-9ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、設計図書の定めによるものとする。</p>	修正
61	第2章材料	2-13-1	ゴム防舷材	(2) 物理試験は、「表2-9ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方（デュロメータ硬さ）」「JIS K 6257 加硫ゴムの老化試験方法」「JIS K 6259-1 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方（静的オゾン劣化試験及び動的オゾン劣化試験）」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。	(2) 物理試験は、「表2-9ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方（デュロメータ硬さ）」「JIS K 6257 加硫ゴム及び <u>熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方</u> 」「JIS K 6259-1 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方（静的オゾン劣化試験及び動的オゾン劣化試験）」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
62	第2章材料	2-13-1	ゴム防眩材		<p>6. ゴム防眩材の性能試験における試験環境については、<u>「ゴム防眩材試験環境証明事業を実施する機関の証明書」を事前に監督職員に提出し、承認を得なければならない。</u></p> <p><u>「試験環境証明」では次の項目における確認結果を提出するものとする。</u></p> <p>(1) 静的圧縮試験設備</p> <p><u>標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒置施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性</u></p> <p>(2) 静的圧縮試験記録</p> <p><u>試験記録の管理状況・健全性の検証</u></p> <p>(3) 物理特性試験</p> <p><u>試験機と試験手法のJIS規格適合性</u></p>	追加
63	第2章材料	2-17-1	一般事項	<p>第17節 コンクリート</p> <p>2-17-1 一般事項</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(<u>国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日</u>)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(<u>国土交通省港湾局環境・技術課長通達、平成14年7月31日</u>)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を<u>確認し、確認した資料を監督職員に提出</u>しなければならない。</p>	<p>第17節 コンクリート</p> <p>2-17-1 一般事項</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用についてを遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を<u>確認し、確認した資料を監督職員に提出</u>しなければならない。</p>	修正
64	第2章材料	2-19-5	道路標識	(2) 鋼材は、表面に十分 <u>防せい</u> (錆)処理を施さなければならない。	(2) 鋼材は、表面に十分 <u>防錆</u> 処理を施さなければならない。	修正
65	第4章無筋・鉄筋コンクリート	4-2	適用すべき諸基準	<p>国土交通省</p> <p>港湾及び海岸保全施設のコンクリート構造物の耐久性確保について</p> <p>(平成20年3月31日 国港技第92号、国港技監第71号、国港海第398号)</p> <p>国土交通省</p> <p>「港湾、空港及び海岸保全施設のコンクリート構造物の耐久性確保について」の運用について</p> <p>(平成20年3月31日 国港技第93号、国港技監第72号、国港海第399号)</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について</p> <p>(平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)</p> <p>国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について</p> <p>(平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号)</p> <p>国土交通省 レディーミクストコンクリートの品質確保について</p> <p>(平成15年10月15日 国港建第124号)</p> <p>運輸省 コンクリート中の塩化物総量規制について(改正)</p> <p>(平成4年3月31日 港技第43号、港災第344号)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 <u>【2007年度版】</u></p>	<p>国土交通省</p> <p>港湾及び海岸保全施設のコンクリート構造物の耐久性確保について</p> <p>国土交通省</p> <p>「港湾、空港及び海岸保全施設のコンクリート構造物の耐久性確保について」の運用について</p> <p>国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について</p> <p>国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について</p> <p>国土交通省 レディーミクストコンクリートの品質確保について</p> <p>運輸省 コンクリート中の塩化物総量規制について(改正)</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針</p>	修正
66	第4章無筋・鉄筋コンクリート	4-3-2	工場の選定	<p>4-3-2 工場の選定</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場または、JIS マーク表示認定工場(<u>改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)</u>)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は本条第3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、JIS マーク表示認定工場で製造された「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく<u>提示</u>するとともに、検査時に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、JIS マーク表示認定工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、<u>設計図書</u>に指定したコンクリートの品質が得られることを<u>確認</u>の上、その資料により監督職員の<u>確認</u>を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなくてはならない。</p>	<p>4-3-2 工場の選定</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場または、JIS マーク表示認定工場(<u>産業標準化法(令和4年6月改正法律68号)</u>)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は本条第3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、JIS マーク表示認定工場で製造された「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく<u>提示</u>するとともに、検査時に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、JIS マーク表示認定工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、<u>設計図書</u>に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の<u>うえ</u>、その資料により監督職員の<u>確認</u>を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなくてはならない。</p>	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
67	第5章一般施工	5-2	適用すべき諸基準	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をとめなければならない。</p> <p>(公社) 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 <u>(平成30年5月)</u></p> <p>国土交通省 ダイオキシシン類に係る水底土砂の判断基準について <u>(平成15年9月25日 国総環計第65号)</u></p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をとめなければならない。</p> <p>(公社) 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 国土交通省 ダイオキシシン類に係る水底土砂の判断基準について</p>	修正
68	第5章一般施工	5-3-8	固化工	<p>(3) 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」<u>(昭和49年7月10日建設省官技第160号)</u>の規定による。</p> <p>(4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」<u>(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)</u>及び「薬液注入工法による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」<u>(平成29年8月1日港湾局技術企画課長・航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達)</u>の規定による。</p>	<p>(3) 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」の規定による。</p> <p>(4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」及び「薬液注入工法による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」の規定による。</p>	修正
69	第5章一般施工	5-3-14	控工	<p>3. 控 鋼 杭</p> <p>(1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。</p> <p>また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。</p> <p>(4) 継杭の継手部の位置、構造及び密接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>3. 控 鋼 杭</p> <p>(1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。</p> <p>また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。</p> <p>(4) 継杭の継手部の位置、構造及び密接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	修正
70	第5章一般施工	5-3-15	鋼杭工	<p>2. 鋼 杭</p> <p>(1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。</p> <p>(4) 継杭の継手部の位置、構造及び密接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>2. 鋼 杭</p> <p>(1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</p> <p>(2) 受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。</p> <p>(4) 継杭の継手部の位置、構造及び密接方法は、設計図書の定めによるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	修正
71	第5章一般施工	5-3-19	コンクリート舗装工	<p>(5) 受注者は、コンクリート敷均しを次により行うものとする。</p> <p>① 舗装版は、正確な仕上り厚さ及び正しい計画高さを確保しなければならない。</p> <p>② 舗設は、降雨、降霜又は凍結している路盤上に行ってはならない。</p> <p>③ 敷均しは、材料が分離しないようスプレッダー等を使用しなければならない。</p> <p>④ コンクリート舗装版の四隅、<u>スリップバー</u>、タイバー等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。</p>	<p>(5) 受注者は、コンクリート敷均しを次により行うものとする。</p> <p>① 舗装版は、正確な仕上り厚さ及び正しい計画高さを確保しなければならない。</p> <p>② 舗設は、降雨、降霜又は凍結している路盤上に行ってはならない。</p> <p>③ 敷均しは、材料が分離しないようスプレッダー等を使用しなければならない。</p> <p>④ コンクリート舗装版の四隅、<u>ダウエルバー</u>、タイバー等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。</p>	修正
72	第5章一般施工	5-3-19	コンクリート舗装工	<p>(6) 受注者は、コンクリート締固めを次により行うものとする。</p> <p>① コンクリートは、フィニッシャ又はバイブレーターを使用し、ち密、堅固に締固めなければならない。</p> <p>② 型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状バイブレードで締固めなければならない。また、作業中<u>スリップバー</u>、タイバー等が移動しないように締固めなければならない。</p>	<p>(6) 受注者は、コンクリート締固めを次により行うものとする。</p> <p>① コンクリートは、フィニッシャ又はバイブレーターを使用し、ち密、堅固に締固めなければならない。</p> <p>② 型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状バイブレードで締固めなければならない。また、作業中<u>ダウエルバー</u>、タイバー等が移動しないように締固めなければならない。</p>	修正
73	第5章一般施工	5-15-2	上部コンクリート工	<p>1. 支 保</p> <p>支保の施工については、第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。 <u>のとする。</u></p>	<p>1. 支 保</p> <p>支保の施工については、第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。</p>	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
74	第5章一般施工	5-15-2	上部コンクリート工		3. 溶 接 溶接の施工については、第1編第5章第24節雑工の規程によるものとする。	追加
75	第5章一般施工	5-16-4	車止・縁金物工	ハ) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識―産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。 (但し、縁金物は除く。) なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。	ハ) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識―産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。 (ただし、縁金物は除く。) なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。	修正
76	第5章一般施工	5-22-2	維持塗装工	② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識―産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、縁金物は除く。) なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。	② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識―産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(ただし、縁金物は除く。) なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。	修正
77	第6章完成図及び完成図等の電子納品	6-1-3	作成要領	6-1-3 作成要領 1. 受注者は、次の要領で完成図を作成しなければならない。 (1) 完成図は、平面図・断面図及び出来形図を標準とし施工区域を着色(赤色)するものとする。 (2) 施工延長、幅等の実測値を記入し設計値を()書きで対比すること。 (3) 平面図は、図面右上に位置図及び図面中央上段に施工年度・請求番号・工事名と、図面右下に図面番号・受注者名等をまた、図の大きさを表す縮尺スケールを記入すること。 (4) 断面図及び出来形図は、図面右下に図面番号・受注者名等をまた、図の大きさを表す縮尺とスケールを記入する。	6-1-3 作成要領 1. 受注者は、次の要領で完成図を作成しなければならない。 (1) 完成図は、平面図・断面図及び出来形図を標準とし施工区域を着色(赤色)するものとする。 (2) 施工延長、幅等の実測値を記入し設計値を()書きで対比すること。 (3) 平面図は、図面右上に位置図及び図面中央上段に施工年度・請求番号・工事名と、図面右下に図面番号・受注者名等をまた、図の大きさを表す縮尺を記入すること。 (4) 断面図及び出来形図は、図面右下に図面番号・受注者名等をまた、図の大きさを表す縮尺を記入する。	修正
78	第6章完成図及び完成図等の電子納品	6-1-3	作成要領			修正
79	施工管理基準 品質管理基準H1	3-H-8	5. 鋼材 5-5コンクリート舗装用鋼材			修正
80	施工管理基準 品質管理基準H1	3-H-12	11. 防食材料 11-1アルミニウム合金陽極			修正
81	施工管理基準 品質管理基準H1	3-H-16	16. コンクリート 16-1レディーミストコンクリート			修正
82	施工管理基準 品質管理基準H1	3-H-16	16. コンクリート 16-1レディーミストコンクリート			修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
99	施工管理基準写真管理S	写真管理基準	工事写真の整理方法	(3) 工事箇所(路線毎等)施工順序に従って整理するものとする。	(3) 工事箇所(路線毎等)施工順序に従って整理するものとする。	修正
100	施工管理基準写真管理S	写真管理基準	電子媒体に記録する工事写真	(電子媒体に記録する工事写真) 10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、次の事項によるものとする。 (1) 電子媒体は、C D-R又はD V D-Rを原則とし、提出時における有効画素数を100万画素程度としなければならない。ただし、これ以外の電子媒体の場合については、監督職員の承諾を得るものとする。	(電子媒体に記録する工事写真) 10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、次の事項によるものとする。 (1) 電子媒体は、C D-R又はD V D-Rを原則とし、提出時における有効画素数を100～300万画素程度としなければならない。ただし、これ以外の電子媒体の場合については、監督職員の承諾を得るものとする。	修正
101	施工管理基準写真管理S	写真管理基準	電子媒体に記録する工事写真	(2) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJ P E G形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)を原則とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得るものとする。	(2) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJ P E G形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)を原則とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得るものとする。	修正
102	施工管理基準写真管理S	写真管理基準	電子媒体に記録する工事写真	(4) 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。	(4) 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。	修正
103	施工管理基準写真管理S	写真管理基準	留意事項等	(留意事項等) 11. 別紙港湾工事写真管理基準の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1) 撮影項目、撮影基準等が工事内容により不適切な場合は監督職員の指示により追加・削除するものとする。	(留意事項等) 11. 別紙港湾工事写真管理基準の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1) 撮影項目、撮影基準等が工事内容により不適切な場合は監督職員の指示により追加・削除するものとする。	修正
104	施工管理基準写真管理S	写真管理基準	その他	(その他) 12. 用語の定義 (1) 代表箇所(代表的など)とは、あくまで寸法・規格・形状等が同一ということであり、大幅な変化がある場合はその都度必要である。	(その他) 12. 用語の定義 (1) 代表的とは、あくまで寸法・規格・形状等が同一ということであり、大幅な変化がある場合はその都度必要である。	修正
105	施工管理基準写真管理S	3-S-2	2. 無筋・鉄筋コンクリート2-4運搬打設工			修正
106	施工管理基準写真管理S	3-S-2	2. 無筋・鉄筋コンクリート2-5暑中コンクリート			修正
107	施工管理基準写真管理S	3-S-2	2. 無筋・鉄筋コンクリート2-6寒中コンクリート			修正
108	施工管理基準写真管理S	3-S-2	2. 無筋・鉄筋コンクリート2-7コンクリートの品質管理			修正
109	施工管理基準写真管理S	3-S-2	2. 無筋・鉄筋コンクリート2-8鉄筋工			修正
110	施工管理基準写真管理S	3-S-3	2. 無筋・鉄筋コンクリート2-9型枠及び支保工			修正
111	施工管理基準写真管理S	3-S-10	3. 一般施工3-1共通の工種			修正
112	施工管理基準写真管理S	3-S-10	3. 一般施工3-1共通の工種			修正

[illegible]

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
116	4.提出書類の様式 1工事着手前の提出書類		目次	<table><tr><td>8</td><td>「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了履歴」届出書(当初・変更)</td><td>1</td><td>1-8</td><td>建設業法第26条第5項による。</td><td>#</td><td>#</td></tr><tr><td>12</td><td>施工体制台帳 作業員名簿</td><td>1</td><td>1-12 1-13 1-14</td><td>「大阪府港湾工事共通仕様書」第1章総則1-2-3による。下請負契約金額にかかわらず作成する。</td><td>#</td><td>下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内</td></tr><tr><td>13</td><td>再下請負通知書</td><td>1</td><td>1-15</td><td>下請業者(一次下請以降)が再下請負を行う場合、施工体制台帳と併せて提出する。</td><td>監督担当</td><td>下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内</td></tr><tr><td>14</td><td>施工体系図</td><td>1</td><td>1-16 1-17</td><td>下請負契約金額にかかわらず作成する。</td><td>#</td><td>#</td></tr></table>	8	「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了履歴」届出書(当初・変更)	1	1-8	建設業法第26条第5項による。	#	#	12	施工体制台帳 作業員名簿	1	1-12 1-13 1-14	「大阪府港湾工事共通仕様書」第1章総則1-2-3による。下請負契約金額にかかわらず作成する。	#	下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内	13	再下請負通知書	1	1-15	下請業者(一次下請以降)が再下請負を行う場合、施工体制台帳と併せて提出する。	監督担当	下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内	14	施工体系図	1	1-16 1-17	下請負契約金額にかかわらず作成する。	#	#	<table><tr><td>8</td><td>「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書(当初・変更)</td><td>1</td><td>1-8</td><td>建設業法第26条第5項による。</td><td>#</td><td>#</td></tr><tr><td>12</td><td>施工体制台帳(作成例) 作業員名簿(作成例)</td><td>1</td><td>1-12 1-13 1-14</td><td>「大阪府港湾工事共通仕様書」第1章総則1-2-3による。下請負契約金額にかかわらず作成する。</td><td>#</td><td>下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内</td></tr><tr><td>13</td><td>再下請負通知書(作成例)</td><td>1</td><td>1-15</td><td>下請業者(一次下請以降)が再下請負を行う場合、施工体制台帳と併せて提出する。</td><td>監督担当</td><td>下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内</td></tr><tr><td>14</td><td>施工体系図(作成例)</td><td>1</td><td>1-16 1-17</td><td>下請負契約金額にかかわらず作成する。</td><td>#</td><td>#</td></tr><tr><td>38</td><td>現場代理人兼任品(変更例)</td><td>1</td><td>様式1号</td><td>「現場代理人の定款義務の緩和に関する取扱要領」による</td><td>#</td><td>監督職員の指示による</td></tr></table>	8	「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書(当初・変更)	1	1-8	建設業法第26条第5項による。	#	#	12	施工体制台帳(作成例) 作業員名簿(作成例)	1	1-12 1-13 1-14	「大阪府港湾工事共通仕様書」第1章総則1-2-3による。下請負契約金額にかかわらず作成する。	#	下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内	13	再下請負通知書(作成例)	1	1-15	下請業者(一次下請以降)が再下請負を行う場合、施工体制台帳と併せて提出する。	監督担当	下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内	14	施工体系図(作成例)	1	1-16 1-17	下請負契約金額にかかわらず作成する。	#	#	38	現場代理人兼任品(変更例)	1	様式1号	「現場代理人の定款義務の緩和に関する取扱要領」による	#	監督職員の指示による	修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了履歴」届出書(当初・変更)	1	1-8	建設業法第26条第5項による。	#	#																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12	施工体制台帳 作業員名簿	1	1-12 1-13 1-14	「大阪府港湾工事共通仕様書」第1章総則1-2-3による。下請負契約金額にかかわらず作成する。	#	下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13	再下請負通知書	1	1-15	下請業者(一次下請以降)が再下請負を行う場合、施工体制台帳と併せて提出する。	監督担当	下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14	施工体系図	1	1-16 1-17	下請負契約金額にかかわらず作成する。	#	#																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8	「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書(当初・変更)	1	1-8	建設業法第26条第5項による。	#	#																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12	施工体制台帳(作成例) 作業員名簿(作成例)	1	1-12 1-13 1-14	「大阪府港湾工事共通仕様書」第1章総則1-2-3による。下請負契約金額にかかわらず作成する。	#	下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13	再下請負通知書(作成例)	1	1-15	下請業者(一次下請以降)が再下請負を行う場合、施工体制台帳と併せて提出する。	監督担当	下請契約締結後10日以内 (変更)については変更後10日以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14	施工体系図(作成例)	1	1-16 1-17	下請負契約金額にかかわらず作成する。	#	#																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
38	現場代理人兼任品(変更例)	1	様式1号	「現場代理人の定款義務の緩和に関する取扱要領」による	#	監督職員の指示による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
117	4.提出書類の様式 1工事着手前の提出書類	様式1-1	請負代金内訳書	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></</td></tr></table>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</					

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明																																																																																																																																																																																		
122	4.提出書類の様式 1工事着手前の提出書類	様式1-14	作業員名簿	<div>作業員名簿 様式1-14 工事名称 受注番号 〇表下署名 令和 年 月 日</div> <table><thead><tr><th>番号</th><th>ふりがな</th><th>生年月日</th><th>職別</th><th>社会保険の加入状況</th><th>中小企業退職金共済・国民年金加入状況</th><th>安全衛生教育の受講状況</th><th>備考(任意)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>氏 名</td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>未加入</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	番号	ふりがな	生年月日	職別	社会保険の加入状況	中小企業退職金共済・国民年金加入状況	安全衛生教育の受講状況	備考(任意)	1	氏 名	年 月 日	加入済	未加入	未受講済			2		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			3		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			4		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			5		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			6		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			7		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			8		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			9		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			10		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			様式1-14	作業員名簿	<div>作業員名簿 様式1-14 工事名称 受注番号 〇表下署名 令和 年 月 日</div> <table><thead><tr><th>番号</th><th>ふりがな</th><th>生年月日</th><th>職別</th><th>社会保険の加入状況</th><th>中小企業退職金共済・国民年金加入状況</th><th>安全衛生教育の受講状況</th><th>備考(任意)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>氏 名</td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>未加入</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td>年 月 日</td><td>加入済</td><td>加入済</td><td>未受講済</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	番号	ふりがな	生年月日	職別	社会保険の加入状況	中小企業退職金共済・国民年金加入状況	安全衛生教育の受講状況	備考(任意)	1	氏 名	年 月 日	加入済	未加入	未受講済			2		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			3		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			4		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			5		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			6		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			7		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			8		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			9		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			10		年 月 日	加入済	加入済	未受講済			修正
番号	ふりがな	生年月日	職別	社会保険の加入状況	中小企業退職金共済・国民年金加入状況	安全衛生教育の受講状況	備考(任意)																																																																																																																																																																																	
1	氏 名	年 月 日	加入済	未加入	未受講済																																																																																																																																																																																			
2		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
3		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
4		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
5		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
6		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
7		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
8		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
9		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
10		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
番号	ふりがな	生年月日	職別	社会保険の加入状況	中小企業退職金共済・国民年金加入状況	安全衛生教育の受講状況	備考(任意)																																																																																																																																																																																	
1	氏 名	年 月 日	加入済	未加入	未受講済																																																																																																																																																																																			
2		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
3		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
4		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
5		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
6		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
7		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
8		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
9		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
10		年 月 日	加入済	加入済	未受講済																																																																																																																																																																																			
123	4.提出書類の様式 1工事着手前の提出書類	様式1-15	再下請負通知書	<div>再下請負通知書 様式1-15 発注者 受注番号 〇表下署名 令和 年 月 日</div>	様式1-15	再下請負通知書	<div>再下請負通知書 様式1-15 発注者 受注番号 〇表下署名 令和 年 月 日</div>	修正																																																																																																																																																																																
124	4.提出書類の様式 1工事着手前の提出書類	様式1-15	再下請負通知書(記入要領)	<div>再下請負通知書(記入要領) ※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕 1.主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付すること。</div>	様式1-15	再下請負通知書(記入要領)	<div>再下請負通知書(記入要領) ※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕 1.主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付すること。</div>	修正																																																																																																																																																																																
125	4.提出書類の様式 1工事着手前の提出書類	様式1-17	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	<div>工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 様式1-17 発注者 受注番号 〇表下署名 令和 年 月 日</div>	様式1-17	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図(作成例)	<div>工事作業所災害防止協議会兼施工体系図(作成例) 様式1-17 発注者 受注番号 〇表下署名 令和 年 月 日</div>	修正																																																																																																																																																																																

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明			
126	4.提出書類の様式 1工事着手前の提出書類	様式1-21	建設業退職金共済制度の掛金収納書		<div>様式1-21</div> <div>掛金収納書（電子申請方式） （国土院事務所発出書）</div> <div><table><tr><td>国土院事務所発出 （建設業共済会）</td><td>99-9999999</td></tr><tr><td>建設工業・建設業共済会</td><td></td></tr></table><div>（国土院事務所発出） 建設工業・建設業共済会 建設業共済会</div></div>	国土院事務所発出 （建設業共済会）	99-9999999	建設工業・建設業共済会	
国土院事務所発出 （建設業共済会）	99-9999999								
建設工業・建設業共済会									

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明																																										
129	4.提出書類の様式 1工事着手前の提出書類	様式1号	現場代理人兼任届(変更届)		<div>様式1号</div> <div>令和 年 月 日</div> <div>現場代理人兼任届（変更届）</div> <div>大阪市長 様</div> <div>所在地 社 名 代表者名</div> <div>次のとおり、現場代理人を兼任することとしましたので届け出ます。 なお、届出書に記載内容の虚偽があった場合や安全管理、施工管理等が不十分と判断された場合には、現場代理人の兼任を解除されても異議を申し立てません。</div> <div><table><tr><td colspan="2">フリガナ 現場代理人氏名</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">1 当該工事</td><td>工 事 名 称</td><td></td></tr><tr><td>製 約 金 額</td><td></td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr><tr><td>工 期</td><td>令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日</td></tr><tr><td>主任技術者との兼務</td><td>☐有 ☐無</td></tr><tr><td rowspan="5">2 兼任する工事</td><td>工 事 名 称</td><td></td></tr><tr><td>製 約 金 額</td><td></td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr><tr><td>工 期</td><td>令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日</td></tr><tr><td>主任技術者との兼務</td><td>☐有 ☐無</td></tr><tr><td rowspan="5">3 兼任する工事</td><td>工 事 名 称</td><td></td></tr><tr><td>製 約 金 額</td><td></td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr><tr><td>工 期</td><td>令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日</td></tr><tr><td>主任技術者との兼務</td><td>☐有 ☐無</td></tr><tr><td colspan="2">解除があった場合その理由</td><td>☐ 本工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 ☐ 兼任する他の工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 ☐ 兼任する他の工事に係る契約の履行が完了 ☐ その他 ()</td></tr><tr><td colspan="2">フリガナ 通称氏名</td><td></td></tr></table></div> <div>※この届出は、「当該工事」及び「兼任する工事」それぞれに提出する必要があります。</div>	フリガナ 現場代理人氏名			1 当該工事	工 事 名 称		製 約 金 額		工 事 場 所		工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	主任技術者との兼務	☐ 有 ☐ 無	2 兼任する工事	工 事 名 称		製 約 金 額		工 事 場 所		工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	主任技術者との兼務	☐ 有 ☐ 無	3 兼任する工事	工 事 名 称		製 約 金 額		工 事 場 所		工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	主任技術者との兼務	☐ 有 ☐ 無	解除があった場合その理由		☐ 本工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 ☐ 兼任する他の工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 ☐ 兼任する他の工事に係る契約の履行が完了 ☐ その他 ()	フリガナ 通称氏名			追加
フリガナ 現場代理人氏名																																																
1 当該工事	工 事 名 称																																															
	製 約 金 額																																															
	工 事 場 所																																															
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日																																														
	主任技術者との兼務	☐ 有 ☐ 無																																														
2 兼任する工事	工 事 名 称																																															
	製 約 金 額																																															
	工 事 場 所																																															
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日																																														
	主任技術者との兼務	☐ 有 ☐ 無																																														
3 兼任する工事	工 事 名 称																																															
	製 約 金 額																																															
	工 事 場 所																																															
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日																																														
	主任技術者との兼務	☐ 有 ☐ 無																																														
解除があった場合その理由		☐ 本工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 ☐ 兼任する他の工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 ☐ 兼任する他の工事に係る契約の履行が完了 ☐ その他 ()																																														
フリガナ 通称氏名																																																
130	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類		目次	<table><tr><td>9</td><td>接続性能試験</td><td>1</td><td>2-9</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>10</td><td>導通性能試験</td><td>1</td><td>2-10</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td></tr></table>	9	接続性能試験	1	2-9	〃	〃	〃	10	導通性能試験	1	2-10	〃	〃	〃	<table><tr><td>9</td><td>接続性能試験結果表</td><td>1</td><td>2-9</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>10</td><td>導通性能試験結果表</td><td>1</td><td>2-10</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td></tr></table>	9	接続性能試験結果表	1	2-9	〃	〃	〃	10	導通性能試験結果表	1	2-10	〃	〃	〃	修正														
9	接続性能試験	1	2-9	〃	〃	〃																																										
10	導通性能試験	1	2-10	〃	〃	〃																																										
9	接続性能試験結果表	1	2-9	〃	〃	〃																																										
10	導通性能試験結果表	1	2-10	〃	〃	〃																																										
131	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-8	絶縁抵抗測定結果表	<div><table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr></table><div>注) 1 管理番号については、照明灯工事のみ記入すること。 2 絶縁抵抗測定は施工前後に行うこと。 3 測定機器については、製品検査証などの品質証明が確認できるものの写しを添付すること。 4 開閉器等で区切ることのできる電路ごとに5MΩ以上とする。ただし、機器が接続された状態では1MΩ以上とする。 5 絶縁抵抗測定の定格測定電圧は原則として500Vとすること。ただし、既設回路に制御機器等が接続されており、制御機器等の損傷が予測される場合の定格測定電圧は下記による。 電路の仕様電圧が100V級の場合は125V、200V級の場合は250V、400V級の場合は500Vとすること。</div></div>								/			<div><table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr></table><div>注) 1 管理番号については、照明灯工事のみ記入すること。 2 絶縁抵抗測定は施工前後に行うこと。 3 測定機器については、製品検査証などの品質証明が確認できるものの写しを添付すること。 4 開閉器等で区切ることのできる電路ごとに5MΩ以上とする。ただし、機器が接続された状態では1MΩ以上とする。 5 絶縁抵抗測定の定格測定電圧は原則として500Vとすること。ただし、既設回路に制御機器等が接続されており、制御機器等の損傷が予測される場合の定格測定電圧は下記による。 電路の仕様電圧が100V級の場合は125V、200V級の場合は250V、400V級の場合は500Vとすること。</div></div>								/			修正																						
							/																																									
							/																																									
132	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-12	支給品要求書	<div>様式2-12</div> <div>支給品要求書</div> <div>様</div> <div>令和 年 月 日</div> <div>受 注 者</div> <div><table><tr><td colspan="2">監督職員</td></tr><tr><td>係長</td><td>担当者</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></div>	監督職員		係長	担当者			<table><tr><td>監督職員</td><td>補助監督職員</td><td>監督補助者</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	監督職員	補助監督職員	監督補助者				修正																														
監督職員																																																
係長	担当者																																															
監督職員	補助監督職員	監督補助者																																														

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明																								
133	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-13	支給品受領書	<div>様式2-13</div> <div>支給品受領書</div> <div>様</div> <div>令和 年 月 日</div> <div>受注者</div> <div><table><tr><td colspan="2">監督職員</td></tr><tr><td>係長</td><td>担当者</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></div>	監督職員		係長	担当者			<table><tr><td>監督職員</td><td>補助監督職員</td><td>監督補助者</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	監督職員	補助監督職員	監督補助者				修正												
監督職員																														
係長	担当者																													
監督職員	補助監督職員	監督補助者																												
134	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-14	支給品返還書	<div>様式2-14</div> <div>支給品返還書</div> <div>様</div> <div>令和 年 月 日</div> <div>受注者</div> <div><table><tr><td colspan="2">監督職員</td></tr><tr><td>係長</td><td>担当者</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></div>	監督職員		係長	担当者			<table><tr><td>監督職員</td><td>補助監督職員</td><td>監督補助者</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	監督職員	補助監督職員	監督補助者				修正												
監督職員																														
係長	担当者																													
監督職員	補助監督職員	監督補助者																												
135	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-15	原寸・材料・仮組立・製品 検査願	<div>1 請求番号 第 号</div> <div>2 契約番号 第 号</div> <div>3 工事名称</div>	<div>1 請求番号 第 号</div> <div>2 契約番号</div> <div>3 工事名称</div>	修正																								
136	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-16	設計変更実施請書	<table><tr><td>請求番号</td><td>第 号</td><td>工事名</td><td>第 回</td></tr><tr><td>契約番号</td><td>太契乙 第 号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>図録番号</td><td>丁録細目</td><td>取付方法</td><td>量 数 量</td></tr></table>	請求番号	第 号	工事名	第 回	契約番号	太契乙 第 号			図録番号	丁録細目	取付方法	量 数 量	<table><tr><td>請求番号</td><td>第 号</td><td>工事名</td><td>第 回</td></tr><tr><td>契約番号</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>図録番号</td><td>丁録細目</td><td>取付方法</td><td>量 数 量</td></tr></table>	請求番号	第 号	工事名	第 回	契約番号				図録番号	丁録細目	取付方法	量 数 量	修正
請求番号	第 号	工事名	第 回																											
契約番号	太契乙 第 号																													
図録番号	丁録細目	取付方法	量 数 量																											
請求番号	第 号	工事名	第 回																											
契約番号																														
図録番号	丁録細目	取付方法	量 数 量																											
137	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-17	工期変更協議書	<div>1 請求番号 第 号</div> <div>2 契約番号 第 号</div> <div>3 工事名称</div>	<div>1 請求番号 第 号</div> <div>2 契約番号</div> <div>3 工事名称</div>	修正																								
138	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-18	安全訓練実施報告書	<table><tr><td>請求番号</td><td>第 号</td><td rowspan="2">工事名称</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>契約番号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>工事場所</td><td colspan="2">受注者</td><td></td></tr></table>	請求番号	第 号	工事名称		契約番号	第 号	工事場所	受注者			<table><tr><td>請求番号</td><td>第 号</td><td rowspan="2">工事名称</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>契約番号</td><td></td></tr><tr><td>工事場所</td><td colspan="2">受注者</td><td></td></tr></table>	請求番号	第 号	工事名称		契約番号		工事場所	受注者			修正				
請求番号	第 号	工事名称																												
契約番号	第 号																													
工事場所	受注者																													
請求番号	第 号	工事名称																												
契約番号																														
工事場所	受注者																													
139	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-18	安全訓練実施報告書	<div></div> <div><table><tr><td colspan="2">監督職員</td></tr><tr><td>捺印</td><td>確認日</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></div> <div>注) 1 参加者は、氏名及び会社名を記入すること。 2 A4サイズで提出してください。また、用いた資料(写し)を提出してください。 3 参加者全員の署名を行い提出すること。本用紙に記載できない場合は別紙可とする。</div>	監督職員		捺印	確認日			<div></div> <div><table><tr><td colspan="2">本市確認欄</td></tr><tr><td>捺印</td><td>確認日</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></div> <div>注) 1 参加者は、氏名及び会社名を記入すること。 2 A4サイズで提出してください。また、用いた資料(写し)を提出してください。 3 参加者全員の署名を行い提出すること。本用紙に記載できない場合は別紙可とする。</div>	本市確認欄		捺印	確認日			修正												
監督職員																														
捺印	確認日																													
本市確認欄																														
捺印	確認日																													
140	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-19	工事履行遅延報告書	<div>2. 上 期 令和 年 月 日～令和 年 月 日</div> <div>3. 契約番号 第 号</div> <div>4. 契約金額 ￥ (当初契約金額)</div>	<div>令和 年 月 日～令和 年 月 日</div> <div>3. 契約番号</div> <div>4. 契約金額 ￥ (当初契約金額)</div>	修正																								

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
141	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-22	履行遅延理由書	<div>工 事 名 称:</div> <div>契 約 番 号: 第 号</div> <div>契 約 金 額:</div>	<div>工 事 名 称:</div> <div>契 約 番 号:</div> <div>契 約 金 額:</div>	修正
142	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-26-2	建設系廃棄物搬入集計表	<div>請 求 番 号 第 号</div> <div>契 約 番 号 第 号</div> <div>工 事 名 称</div>	<div>請 求 番 号 第 号</div> <div>契 約 番 号</div> <div>工 事 名 称</div>	修正
143	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-27	部分使用承諾書	<div>1. 明 示 書 第 号</div> <div>2. 契約番号 第 号</div> <div>3. 工事名称</div>	<div>1. 明 示 書 第 号</div> <div>2. 契約番号</div> <div>3. 工事名称</div>	修正
144	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-28	現場確認検査願	<div>明 示 書 第 号</div> <div>契 約 番 号 第 号</div> <div>起 始 年 月 日 令和 年 月 日</div>	<div>明 示 書 第 号</div> <div>契 約 番 号</div> <div>起 始 年 月 日 令和 年 月 日</div>	修正
145	4.提出書類の様式 2工事施工時の提出書類	様式2-29	設計変更協議書	<div>請求番号 令和 年度 第 号 契約番号 第 号</div> <div>工事名称</div>	<div>請求番号 令和 年度 第 号 契約番号</div> <div>工事名称</div>	修正
146	4.提出書類の様式 3完成時の提出書類		目次	<div>1.3 共済証紙購入・貼付枚数最終報告書 1 3-9-1 「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-3.2による。</div> <div>建設業退職金共済制度加入調査表 1 3-9-2</div> <div>第 号</div> <div>工事完成日</div>	<div>1.3 共済証紙購入・貼付枚数最終報告書 1 3-9-1 「大阪港港湾工事共通仕様書」第1章総則1-1-3.2による。</div> <div>建設業退職金共済制度加入調査表 1 3-9-2</div> <div>第 号</div> <div>工事完成日</div> <div>第 号</div>	追加
147	4.提出書類の様式 3完成時の提出書類	様式3-1	工事完成通知書	<div>明 示 書 第 号</div> <div>契 約 番 号 第 号</div> <div>起 始 年 月 日 令和 年 月 日</div>	<div>明 示 書 第 号</div> <div>契 約 番 号</div> <div>起 始 年 月 日 令和 年 月 日</div>	修正
148	4.提出書類の様式 3完成時の提出書類	様式3-2	工事部分完成通知書	<div>明 示 書 第 号</div> <div>契 約 番 号 第 号</div> <div>起 始 年 月 日 令和 年 月 日</div>	<div>明 示 書 第 号</div> <div>契 約 番 号</div> <div>起 始 年 月 日 令和 年 月 日</div>	修正
149	4.提出書類の様式 3完成時の提出書類	様式3-3	部分払(第 回中間)検査願	<div>明 示 書 第 号</div> <div>契 約 番 号 第 号</div> <div>起 始 年 月 日 令和 年 月 日</div>	<div>明 示 書 第 号</div> <div>契 約 番 号</div> <div>起 始 年 月 日 令和 年 月 日</div>	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
150	4.提出書類の様式3完成時の提出書類	様式3-4	工事部分完成通知書 部分払(第 回中間)検査願	<div> <div> 請 求 番 号 第 号 </div> <div> 契 約 番 号 第 号 </div> <div> 工 事 名 称 </div> </div>	<div> <div> 請 求 番 号 第 号 </div> <div> 契 約 番 号 </div> <div> 工 事 名 称 </div> </div>	修正
151	4.提出書類の様式3完成時の提出書類	様式3-5	工事出来高明細書 (第 回中間)	<div> <div> 令和 年度 工事出来高明細書 (第 回中間) </div> <div> 係 長 照 査 監 査 </div> <div> 事業種別： </div> <div> 工事名称 </div> </div>	<div> <div> 令和 年度 工事出来高明細書 (第 回中間) </div> <div> 係 長 照 査 係 員 </div> <div> 事業種別： </div> <div> 工事名称 </div> </div>	修正
152	4.提出書類の様式3完成時の提出書類	様式3-6	工事出来高明細書 (部分完成)	<div> <div> 令和 年度 工事出来高明細書 (部 分 完 成) </div> <div> 係 長 照 査 監 査 </div> <div> 事業種別： </div> <div> 工事名称 </div> </div>	<div> <div> 令和 年度 工事出来高明細書 (部 分 完 成) </div> <div> 係 長 照 査 係 員 </div> <div> 事業種別： </div> <div> 工事名称 </div> </div>	修正
153	4.提出書類の様式3完成時の提出書類	様式3-7	工事出来高明細書 (部分完成) (第 回中間)	<div> <div> 令和 年度 工事出来高明細書 (部 分 完 成) (第 回 中 間) </div> <div> 係 長 照 査 監 査 </div> <div> 事業種別： </div> <div> 工事名称 </div> </div>	<div> <div> 令和 年度 工事出来高明細書 (部 分 完 成) (第 回 中 間) </div> <div> 係 長 照 査 係 員 </div> <div> 事業種別： </div> <div> 工事名称 </div> </div>	修正
154	4.提出書類の様式3完成時の提出書類	様式3-9-1	共済証紙購入・貼付枚数 最終報告書	<div> <div> 請 求 番 号 第 号 </div> <div> 契 約 番 号 第 号 </div> <div> 工 事 名 称 </div> </div>	<div> <div> 請 求 番 号 第 号 </div> <div> 契 約 番 号 </div> <div> 工 事 名 称 </div> </div>	修正
155	4.提出書類の様式3完成時の提出書類	様式3-9-1	共済証紙購入・貼付枚数 最終報告書	<div> <div> </div> <div> ☐③その他 </div> </div> <p>※工事完了時に提出してください。</p>	<div> <div> </div> <div> ☐③その他 </div> </div> <p>※工事完了時に提出してください。 ※電子申請を利用する場合は、証紙購入枚数をポイント購入、証紙貼付枚数をポイント 充当と読み替えて使用してください。</p>	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明																																										
156	4.提出書類の様式 3完成時の提出書類	様式3-9-3	掛金充当書		<div>様式3-9-3</div> <div>掛金充当書番号：1000201100123456789</div> <div>掛金充当書（工事別＞雇用主別＞被共済者別）</div> <div>共済契約者 建設工業株式会社 様</div> <div>共済契約者番号 99-99999</div> <div>工事コード 12345678901234</div> <div>2025年11月10日</div> <div>事業番号 12345678901234</div> <div>掛金拠出者名 建設工業株式会社</div> <div>掛金拠出者から、下記の金額を被共済者の掛金に充当されました。</div> <div>契約期間 2025年10月01日～2025年10月31日</div> <div>充当日数 123日分</div> <div>充当金額 ¥39,360</div> <div>契約期間 2025年10月01日～2025年10月31日</div> <div>充当日数 123日分</div> <div>充当金額 ¥39,360</div> <div>■ 内訳</div> <table><thead><tr><th>順</th><th>被共済者番号</th><th>被共済者名</th><th>充当日数</th><th>充当金額</th><th>充当金額の内訳（令和元年度）</th><th>移動金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>1234567890</td><td>セグメント</td><td>30日分</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td>2</td><td>2345678901</td><td>セグメント</td><td>30日分</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td>3</td><td>3456789012</td><td>セグメント</td><td>30日分</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td>4</td><td>4567890123</td><td>セグメント</td><td>30日分</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td>5</td><td>5678901234</td><td>セグメント</td><td>30日分</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td>0円</td></tr></tbody></table>	順	被共済者番号	被共済者名	充当日数	充当金額	充当金額の内訳（令和元年度）	移動金額	1	1234567890	セグメント	30日分	10,000円	10,000円	0円	2	2345678901	セグメント	30日分	10,000円	10,000円	0円	3	3456789012	セグメント	30日分	10,000円	10,000円	0円	4	4567890123	セグメント	30日分	10,000円	10,000円	0円	5	5678901234	セグメント	30日分	10,000円	10,000円	0円	追加
順	被共済者番号	被共済者名	充当日数	充当金額	充当金額の内訳（令和元年度）	移動金額																																										
1	1234567890	セグメント	30日分	10,000円	10,000円	0円																																										
2	2345678901	セグメント	30日分	10,000円	10,000円	0円																																										
3	3456789012	セグメント	30日分	10,000円	10,000円	0円																																										
4	4567890123	セグメント	30日分	10,000円	10,000円	0円																																										
5	5678901234	セグメント	30日分	10,000円	10,000円	0円																																										
157	4.提出書類の様式 3完成時の提出書類	様式3-11	材料納入集計表	<table><tr><td>引 取 書 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>契 約 番 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>丁 重 名 称</td><td></td></tr></table>	引 取 書 号	第 号	契 約 番 号	第 号	丁 重 名 称		<table><tr><td>引 取 書 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>契 約 番 号</td><td></td></tr><tr><td>丁 重 名 称</td><td></td></tr></table>	引 取 書 号	第 号	契 約 番 号		丁 重 名 称		修正																														
引 取 書 号	第 号																																															
契 約 番 号	第 号																																															
丁 重 名 称																																																
引 取 書 号	第 号																																															
契 約 番 号																																																
丁 重 名 称																																																
158	4.提出書類の様式 3完成時の提出書類	様式3-12	支給品精算書	<table><tr><td>引 取 書 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>契 約 番 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>丁 重 名 称</td><td></td></tr></table>	引 取 書 号	第 号	契 約 番 号	第 号	丁 重 名 称		<table><tr><td>引 取 書 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>契 約 番 号</td><td></td></tr><tr><td>丁 重 名 称</td><td></td></tr></table>	引 取 書 号	第 号	契 約 番 号		丁 重 名 称		修正																														
引 取 書 号	第 号																																															
契 約 番 号	第 号																																															
丁 重 名 称																																																
引 取 書 号	第 号																																															
契 約 番 号																																																
丁 重 名 称																																																
159	4.提出書類の様式 3完成時の提出書類	様式3-13	現場発生品調書	<table><tr><td>引 取 書 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>契 約 番 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>丁 重 名 称</td><td></td></tr></table> <div>摘要欄へは、引渡し（引渡し場所）、処分方法（処分先）等を記載すること。</div> <table><tr><td>監督職員 係長</td><td>使用書</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	引 取 書 号	第 号	契 約 番 号	第 号	丁 重 名 称		監督職員 係長	使用書			<table><tr><td>引 取 書 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>契 約 番 号</td><td></td></tr><tr><td>丁 重 名 称</td><td></td></tr></table> <div>摘要欄へは、引渡し（引渡し場所）、処分方法（処分先）等を記載すること。</div> <table><tr><td>監督職員</td><td>補助監督職員</td><td>監督補助者</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	引 取 書 号	第 号	契 約 番 号		丁 重 名 称		監督職員	補助監督職員	監督補助者				修正																				
引 取 書 号	第 号																																															
契 約 番 号	第 号																																															
丁 重 名 称																																																
監督職員 係長	使用書																																															
引 取 書 号	第 号																																															
契 約 番 号																																																
丁 重 名 称																																																
監督職員	補助監督職員	監督補助者																																														
160	4.提出書類の様式 3完成時の提出書類	様式3-15	引渡し書	<table><tr><td>引 取 書 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>契 約 番 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>引 取 日 月 日</td><td>令和 年 月 日</td></tr></table>	引 取 書 号	第 号	契 約 番 号	第 号	引 取 日 月 日	令和 年 月 日	<table><tr><td>引 取 書 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>契 約 番 号</td><td></td></tr><tr><td>引 取 年 月 日</td><td>令和 年 月 日</td></tr></table>	引 取 書 号	第 号	契 約 番 号		引 取 年 月 日	令和 年 月 日	修正																														
引 取 書 号	第 号																																															
契 約 番 号	第 号																																															
引 取 日 月 日	令和 年 月 日																																															
引 取 書 号	第 号																																															
契 約 番 号																																																
引 取 年 月 日	令和 年 月 日																																															
161	4.提出書類の様式 3完成時の提出書類	様式3-16	部分引渡し書	<table><tr><td>引 取 書 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>契 約 番 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>引 取 日 月 日</td><td>令和 年 月 日</td></tr></table>	引 取 書 号	第 号	契 約 番 号	第 号	引 取 日 月 日	令和 年 月 日	<table><tr><td>引 取 書 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>契 約 番 号</td><td></td></tr><tr><td>引 取 日 月 日</td><td>令和 年 月 日</td></tr></table>	引 取 書 号	第 号	契 約 番 号		引 取 日 月 日	令和 年 月 日	修正																														
引 取 書 号	第 号																																															
契 約 番 号	第 号																																															
引 取 日 月 日	令和 年 月 日																																															
引 取 書 号	第 号																																															
契 約 番 号																																																
引 取 日 月 日	令和 年 月 日																																															

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
162	5.添付資料		添付資料目次	<p>添付資料目次</p> <p>1. (参考) 監督職員からの通知様式 5-1-1</p> <p>2. 港湾工事標準図表</p> <p>(1) 大阪港基準点 5-2-1</p> <p>(2) 大阪港潮位 5-2-2</p> <p>(3) 水事基準設置図 5-2-6</p> <p>(4) 車止め構造図 (鋼製) 5-2-7</p> <p>(5) コンクリート舗装目地 5-2-8</p> <p>(6) 構造物施工標準図 5-2-9</p> <p>3. 港湾工事等潜水作業従事者配置要領 5-3-1</p> <p>4. 港湾工事等海上機重作業船団長配置要領 5-4-1</p> <p>5. 工事現場における保安施設等の設置基準 5-5-1</p> <p>6. 工事の施工に伴い避けることができない事由による第三者損害の補償 5-6-1</p> <p>7. 漂流出事應對策マニュアル 5-7-1</p> <p>8. 大阪港内における不発弾発見時の初動連絡体制表 5-8-1</p> <p>9. 大阪港港湾施設の維持管理引継要領 5-9-1</p> <p>10. レディーミラストコンクリートの単位水量測定について 5-10-1</p> <p>11. 大阪港湾局境界杭等保全基準 5-11-1</p> <p>12. 大阪港湾局請負工事中間技術検査細則 5-12-1</p> <p>13. その他 (関係資料一覧表) 5-13-1</p>	<p>添付資料目次</p> <p>1. (参考) 監督職員からの通知様式 5-1-1</p> <p>2. 港湾工事標準図表</p> <p>(1) 大阪港基準点 5-2-1</p> <p>(2) 大阪港潮位 5-2-2</p> <p>(3) 水事基準設置図 5-2-6</p> <p>(4) 車止め構造図 (鋼製) 5-2-7</p> <p>(5) コンクリート舗装目地 5-2-8</p> <p>(6) 構造物施工標準図 5-2-9</p> <p>3. 港湾工事等潜水作業従事者配置要領 5-3-1</p> <p>4. 港湾工事等海上機重作業船団長配置要領 5-4-1</p> <p>5. 工事現場における保安施設等の設置基準 5-5-1</p> <p>6. 工事の施工に伴い避けることができない事由による第三者損害の補償 5-6-1</p> <p>7. 大阪港曲直出事應對策マニュアル 5-7-1</p> <p>8. 大阪港内における不発弾発見時の初動連絡体制表 5-8-1</p> <p>9. 大阪港港湾施設の維持管理引継要領 5-9-1</p> <p>10. レディーミラストコンクリートの単位水量測定について 5-10-1</p> <p>11. 大阪港湾局境界杭等保全基準 5-11-1</p> <p>12. 大阪港湾局請負工事中間技術検査細則 5-12-1</p> <p>13. その他 (関係資料一覧表) 5-13-1</p>	修正
163	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-4	措置要求書	<p>様式 I-4</p> <p>措 置 請 求 書</p> <p>大阪港 <u>△</u> 第 <u>○○</u> 号 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p>○○株式会社 代表取締役 <u>△△△△</u> 様</p>	<p>様式 I-4</p> <p>措 置 請 求 書</p> <p>大阪港 <u>△</u> 第 <u>○○</u> 号 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p>○○株式会社 代表取締役 <u>△△△△</u> 様</p>	修正
164	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-6	指示書	<p>様式 I-6</p> <p>指 示 書</p> <p>令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p>○○株式会社 現場代理人 <u>△△△△</u> 様</p> <p>大阪港湾局 <u>計画整備部</u> ○○課長 <u>○○ ○○ 印</u></p>	<p>様式 I-6</p> <p>指 示 書</p> <p>令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p>○○株式会社 現場代理人 <u>△△△△</u> 様</p> <p>大阪港湾局 ○○○○部 ○○課長 <u>○○ ○○</u></p>	修正
165	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-7	工事一時中止通知書	<p>様式 I-7</p> <p>工事一時中止通知書</p> <p>大阪港 <u>△</u> 第 <u>○○</u> 号 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p>○○株式会社 代表取締役 <u>△△△△</u> 様</p> <p>大阪港湾局長 ○○ ○○ <u>印</u></p>	<p>様式 I-7</p> <p>工事一時中止通知書</p> <p>大阪港 <u>△</u> 第 <u>○○</u> 号 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p>○○株式会社 代表取締役 <u>△△△△</u> 様</p> <p>大阪港湾局長 ○○ ○○</p>	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
166	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-8	工事再開通知書	様式 I-8 工事再開通知書 大阪港 第 〇〇 号 令和 年 月 日 〇〇株式会社 代表取締役 △△△△ 様 大阪港湾局長 〇〇 〇〇 印	様式 I-8 工事再開通知書 大阪港 第 〇〇 号 令和 年 月 日 〇〇株式会社 代表取締役 △△△△ 様 大阪港湾局長 〇〇 〇〇	修正
167	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-9	検査結果通知書	様式 I-9 大阪港工 第 号 令和 年 月 日 〇〇株式会社 代表取締役 △△△△ 様 大阪港湾局 計画整備部 工務課長 〇〇 〇〇 印	様式 I-9 大阪港工 第 号 令和 年 月 日 (契約の相手方) 商号又は名称 代表者氏名 様 大阪港湾局 企画部 技術検査職員 工務課長 〇〇 〇〇	修正
168	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-9	検査結果通知書	請 求 番 号 第 号 契 約 番 号 第 号 工 事 名 称	請 求 番 号 第 号 契 約 番 号 工 事 名 称	修正
169	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-10	工事成績評定通知書	〇〇株式会社 代表取締役 △△△△ 様 大阪港湾局 計画整備部 工務課長 〇〇 〇〇 印 工事成績評定通知書 貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。 なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日、1月2日、同月3日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日）以内に書面により、説明を求めることができます。 疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。 なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。 記 1. 契約番号・工事名 〇〇〇 第 号 2. 工 期 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 3. 成 績 評 定 結 果 点 4. 手続等の問い合わせ先 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 (ATCビル1TM棟10階) 大阪港湾局 計画整備部 工務課 TEL (06) 6615-7837 5. 書 面 の 宛 名 大阪港湾局長	大阪港工 第 号 令和 年 月 日 (契約の相手方) 所在地 商号又は名称 代表者氏名 様 大阪港湾局 企画部 技術検査職員 工務課長 〇〇 〇〇 工 事 成 績 評 定 通 知 書 貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。 なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が本市における執務の休日に当たるときはその翌日）以内に書面により、説明を求めることができます。 疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。 なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は次のとおりです。 記 1. 契 約 番 号 2. 工 事 名 3. 工 期 令和 年 月 日～令和 年 月 日 4. 成 績 評 定 結 果 点 5. 手続等の問い合わせ先 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号(ATCビル1TM棟10階) 大阪港湾局 企画部 工務課 TEL (06) 6615-7803 6. 書 面 の 宛 名 大阪港湾局長	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
170	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-11	工事成績評定に係る説明書	<p style="text-align: right;">様式 I-11</p> <p style="text-align: right;">大大阪港 △ 第 ○○ 号 令和 年 月 日</p> <p>○○株式会社 代表取締役 △△△△ 様</p> <p style="text-align: right;">大阪港湾局長 ○○ ○○ 印</p>	<p style="text-align: right;">様式 I-11</p> <p style="text-align: right;">大大阪港 △ 第 ○○ 号 令和 年 月 日</p> <p>○○株式会社 代表取締役 △△△△ 様</p> <p style="text-align: right;">大阪港湾局長 ○○ ○○</p>	修正
171	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-11	工事成績評定に係る説明書	<p>1. 契約番号・工事名 <u>○○○ 第 号</u></p> <p>2. 疑義に対する回答</p>	<p>1. 契約番号・工事名</p> <p>2. 疑義に対する回答</p>	修正
172	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-11	工事成績評定に係る説明書	<p>3. 手続等の問い合わせ先 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 (ATCビル1TM棟10階) <u>大阪市港湾局 計画整備部 工務課</u> TEL (06) 6615-7837</p> <p><u>5. 書面の宛名</u> 大阪港湾局長</p>	<p>3. 手続等の問い合わせ先 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 (ATCビル1TM棟10階) 大阪港湾局 企画部 工務課 TEL (06) 6615-7837</p> <p><u>4. 書面の宛名</u> 大阪港湾局長</p>	修正
173	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-12	部分使用協議書	<p style="text-align: right;">様式 I-12</p> <p style="text-align: right;">大大阪港 △ 第 ○○ 号 令和 年 月 日</p> <p>○○株式会社 代表取締役 △△△△ 様</p> <p style="text-align: right;">大阪港湾局長 ○○ ○○ 印</p>	<p style="text-align: right;">様式 I-12</p> <p style="text-align: right;">大大阪港 △ 第 ○○ 号 令和 年 月 日</p> <p>○○株式会社 代表取締役 △△△△ 様</p> <p style="text-align: right;">大阪港湾局長 ○○ ○○</p>	修正
174	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-12	部分使用協議書	<p>1. 請求番号 第 号</p> <p>2. 契約番号 <u>第 号</u></p> <p>3. 工事名称</p>	<p>1. 請求番号 第 号</p> <p>2. 契約番号</p> <p>3. 工事名称</p>	修正
175	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-13	枯補償調査依頼書	<p style="text-align: right;">様式 I-13</p> <p style="text-align: right;">大大阪港 第 号 令和 年 月 日</p> <p>○○株式会社 代表取締役 △△△△ 様</p> <p style="text-align: right;">大阪港湾局 <u>計画整備部</u> ○○課長 ○○ ○○ 印</p>	<p style="text-align: right;">様式 I-13</p> <p style="text-align: right;">大大阪港 △ 第 ○○ 号 令和 年 月 日</p> <p>○○株式会社 代表取締役 △△△△ 様</p> <p style="text-align: right;">大阪港湾局 ○○○部 ○○課長 ○○ ○○</p>	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
176	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-13	枯補償調査依頼書	<div>工 事 番 号</div> <div>— 号</div> <div>契 約 番 号</div> <div>〇〇〇 第〇〇〇〇〇号</div> <div>工 事 名 称</div>	<div>工 事 番 号</div> <div>— 号</div> <div>契 約 番 号</div> <div></div> <div>工 事 名 称</div> <div></div>	修正
177	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-14	枯補償請求書	<div>様式 I-14</div> <div>大 大 阪 港 △ 第 ○ ○ 号</div> <div>令和 年 月 日</div> <div>〇〇株式会社</div> <div>代表取締役 △△△△ 様</div> <div>大 阪 港 湾 局 長</div> <div>〇〇 〇〇</div> <div>印</div>	<div>様式 I-14</div> <div>大 大 阪 港 △ 第 ○ ○ 号</div> <div>令和 年 月 日</div> <div>〇〇株式会社</div> <div>代表取締役 △△△△ 様</div> <div>大 阪 港 湾 局 長</div> <div>〇〇 〇〇</div>	修正
178	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-14	枯補償請求書	<div>工 事 番 号</div> <div>— 号</div> <div>契 約 番 号</div> <div>〇〇〇 第〇〇〇〇〇号</div> <div>工 事 名 称</div> <div></div>	<div>工 事 番 号</div> <div>— 号</div> <div>契 約 番 号</div> <div></div> <div>工 事 名 称</div> <div></div>	修正
179	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-16	特定元方事業者の指名について	<div>様式 I-16</div> <div>大 大 阪 港 △ 第 ○ ○ 号</div> <div>令和 年 月 日</div> <div>〇〇株式会社</div> <div>代表取締役 △△△△ 様</div> <div>大 阪 港 湾 局</div> <div>計画整備部</div> <div>〇〇 課長</div> <div>〇〇 〇〇</div>	<div>様式 I-16</div> <div>大 大 阪 港 △ 第 ○ ○ 号</div> <div>令和 年 月 日</div> <div>〇〇株式会社</div> <div>代表取締役 △△△△ 様</div> <div>大 阪 港 湾 局</div> <div>〇〇〇〇部</div> <div>〇〇 課長</div> <div>〇〇 〇〇</div>	修正
180	5.添付資料 1監督職員からの通知様式(発注者作成分)	様式I-17	特定元方事業者の指名について	<div>様式 I-17</div> <div>大 大 阪 港 △ 第 ○ ○ 号</div> <div>令和 年 月 日</div> <div>〇〇株式会社</div> <div>代表取締役 △△△△ 様</div> <div>大 阪 港 湾 局</div> <div>計画整備部</div> <div>〇〇 課長</div> <div>〇〇 〇〇</div>	<div>様式 I-17</div> <div>大 大 阪 港 △ 第 ○ ○ 号</div> <div>令和 年 月 日</div> <div>〇〇株式会社</div> <div>代表取締役 △△△△ 様</div> <div>大 阪 港 湾 局</div> <div>〇〇〇〇部</div> <div>〇〇 課長</div> <div>〇〇 〇〇</div>	修正
181	5.添付資料5工事現場における保安施設等の設置基準	5-5-11	お知らせ看板A(施工前) お知らせ看板A(施工中)	<div>55cm</div> <div>150cm</div> <div>を予定しています</div> <div>〇〇をなおります工事</div> <div>〇〇〇〇〇〇</div> <div>〇月〇日頃まで</div> <div>平成〇年〇月〇日頃から</div> <div>施主 大阪市港湾局</div> <div>〇〇担当(〇〇)</div> <div>電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇</div> <div>施工者 〇〇〇建設株式会社</div> <div>電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇</div>	<div>55cm</div> <div>150cm</div> <div>ご迷惑をおかけします</div> <div>なおります</div> <div>〇〇〇〇〇〇を</div> <div>〇〇〇〇〇〇</div> <div>〇月〇日頃まで</div> <div>平成〇年〇月〇日まで</div> <div>施主 大阪市港湾局</div> <div>〇〇担当(〇〇)</div> <div>電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇</div> <div>施工者 〇〇〇建設株式会社</div> <div>電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇</div>	修正
				<div>55cm</div> <div>150cm</div> <div>を予定しています</div> <div>〇〇をなおります工事</div> <div>〇〇〇〇〇〇</div> <div>〇月〇日頃まで</div> <div>平成〇年〇月〇日頃から</div> <div>施主 大阪港湾局</div> <div>〇〇担当(〇〇)</div> <div>電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇</div> <div>施工者 〇〇〇建設株式会社</div> <div>電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇</div>	<div>55cm</div> <div>150cm</div> <div>ご迷惑をおかけします</div> <div>なおります</div> <div>〇〇〇〇〇〇を</div> <div>〇〇〇〇〇〇</div> <div>〇月〇日頃まで</div> <div>平成〇年〇月〇日まで</div> <div>施主 大阪港湾局</div> <div>〇〇担当(〇〇)</div> <div>電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇</div> <div>施工者 〇〇〇建設株式会社</div> <div>電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇</div>	

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
182	5.添付資料5工事現場における保安施設等の設置基準	5-5-13	工事予告標示板A(道路) 工事予告標示板B(占用)	<p>工事予告標示板A(道路)</p> <p>工事予告標示板B(占用)</p>	<p>工事予告標示板A(道路)</p> <p>工事予告標示板B(占用)</p>	修正
183	5.添付資料6工事の施工に伴い避けることができない事由による第三者損害の補償	様式1	損害発生報告書	<p>大阪港湾局長 様</p> <p>住所 商号又は名称 現場代理人</p> <p>損害発生報告書</p>	<p>大阪港湾局長 様</p> <p>住所 商号又は名称 現場代理人</p> <p>損害発生報告書</p>	修正
184	5.添付資料6工事の施工に伴い避けることができない事由による第三者損害の補償	様式2	損害箇所復旧要望書	<p>大阪港湾局長 様 (受注者) 様</p> <p>施設所有者 住所 氏名 居住者 住所 氏名</p> <p>損害箇所復旧要望書</p>	<p>大阪港湾局長 様 (受注者) 様</p> <p>施設所有者 住所 氏名 居住者 住所 氏名</p> <p>損害箇所復旧要望書</p>	修正
185	5.添付資料6工事の施工に伴い避けることができない事由による第三者損害の補償	様式3	確認書	<p>大阪港湾局長 様 (受注者) 様</p> <p>施設所有者 住所 氏名 居住者 住所 氏名</p> <p>確認書</p>	<p>大阪港湾局長 様 (受注者) 様</p> <p>施設所有者 住所 氏名 居住者 住所 氏名</p> <p>確認書</p>	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
186	5.添付資料6工事の 施工に伴い避けるこ とができない事由に よる第三者損害の補 償	様式4	清算書	<div>大阪港湾局長 様</div> <div>受注者 住所又は事務所々在地 商号又は名称 氏名又は代表者名</div> <div>精 算 書</div>	<div>大阪港湾局長 様</div> <div>受注者 住所又は事務所々在地 商号又は名称 氏名又は代表者名</div> <div>精 算 書</div>	修正
187	5.添付資料6工事の 施工に伴い避けるこ とができない事由に よる第三者損害の補 償	様式5	金銭保証要望書	<div>大阪港湾局長 様 (受注者)</div> <div>施設所有者 住 所 氏 名 居 住 者 住 所 氏 名</div> <div>金 銭 補 償 要 望 書</div>	<div>大阪港湾局長 様 (受注者)</div> <div>施設所有者 住 所 氏 名 居 住 者 住 所 氏 名</div> <div>金 銭 補 償 要 望 書</div>	修正
188	5.添付資料6工事の 施工に伴い避けるこ とができない事由に よる第三者損害の補 償	様式6	復旧工事費受領書	<div>大阪港湾局長 様 (受注者)</div> <div>施設所有者 住 所 氏 名 居 住 者 住 所 氏 名</div> <div>復 旧 工 事 費 受 領 書</div>	<div>大阪港湾局長 様 (受注者)</div> <div>施設所有者 住 所 氏 名 居 住 者 住 所 氏 名</div> <div>復 旧 工 事 費 受 領 書</div>	修正
189	5.添付資料8大阪港 内における不発弾 発見時の初動連絡 体制表	5-8-2 5-8-3	○【基本形】大阪港内にお ける不発弾発見時の初動 連絡体制表 ①【通常時】大阪港内にお ける不発弾発見時の初動 連絡体制表 ②【特別】大阪港内にお ける不発弾発見時の初動 連絡体制表 ③【特別】大阪港内にお ける不発弾発見時の初動 連絡体制表	<div>○【基本形】大阪港内における不発弾発見時の初動連絡体制表</div> <div>②【特別】大阪港内における不発弾発見時の初動連絡体制表</div> <div>①【通常時】大阪港内における不発弾発見時の初動連絡体制表</div> <div>③【特別】大阪港内における不発弾発見時の初動連絡体制表</div>	<div>○【基本形】大阪港内における不発弾発見時の初動連絡体制表</div> <div>②【特別】大阪港内における不発弾発見時の初動連絡体制表</div> <div>①【通常時】大阪港内における不発弾発見時の初動連絡体制表</div> <div>③【特別】大阪港内における不発弾発見時の初動連絡体制表</div>	修正
190	5.添付資料11大阪 港湾局境界杭等保 全基準	5-11-1	○大阪港湾局境界杭等保 全基準	<div>(境界杭等の照会)</div> <div>2 道路工事などの設計担当者（以下「設計担当」という。）は、境界杭等に影響のある工 事の設計に際して、あらかじめ大阪港湾局<u>営業推進室</u>管財課（測量・境界明示）（以下「測 量担当」という。）に境界杭等の照会（様式1）を受け、境界杭等の保全に関する必要事 項を設計図書等に反映しなければならない。</div>	<div>(境界杭等の照会)</div> <div>2 道路工事などの設計担当者（以下「設計担当」という。）は、境界杭等に影響のある工 事の設計に際して、あらかじめ大阪港湾局<u>測量部</u>管財課（測量・境界明示）（以下「測 量担当」という。）に境界杭等の照会（様式1）を受け、境界杭等の保全に関する必要事 項を設計図書等に反映しなければならない。</div>	修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
191		5.添付資料11大阪港湾局境界杭等保全基準	5-11-3	様式1		修正
192		5.添付資料11大阪港湾局境界杭等保全基準	5-11-7			修正
193		5.添付資料12大阪港湾局請負工事中間技術検査細則	本文			追加
194		5.添付資料12大阪港湾局請負工事中間技術検査細則	【別紙】(港湾・海岸工事)	表		修正

No.	頁	行または項目	書類名	現行	改訂	主な説明
195	最終頁		改訂年月	大阪港湾湾工事共通仕様書	大阪港湾湾工事共通仕様書	修正
				<div><div>港湾工事共通仕様書</div><div>昭和40年 4月 初版 昭和47年 6月 改訂 昭和52年 4月 改訂 昭和55年 4月 改訂 昭和59年 4月 改訂 昭和63年 4月 改訂 平成 4年 4月 改訂 平成 9年 4月 改訂 平成12年 4月 改訂 平成15年 6月 改訂 平成22年10月 改訂 平成27年 3月 改訂 平成28年 3月 改訂 平成29年 3月 改訂</div><div>大阪港湾湾工事共通仕様書 令和2年 10月 改訂 令和3年 4月 改訂 令和4年 4月 一部改訂 令和5年 4月 改訂 令和6年 4月 改訂 令和7年 4月 改訂</div><div>編集/発行</div><div>大阪港湾局 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル10F 10階 電話 (06)6615-7806</div></div> <div><div>港湾工事共通仕様書</div><div>昭和40年 4月 初版 昭和47年 6月 改訂 昭和52年 4月 改訂 昭和55年 4月 改訂 昭和59年 4月 改訂 昭和63年 4月 改訂 平成 4年 4月 改訂 平成 9年 4月 改訂 平成12年 4月 改訂 平成15年 6月 改訂 平成22年10月 改訂 平成27年 3月 改訂 平成28年 3月 改訂 平成29年 3月 改訂</div><div>大阪港湾湾工事共通仕様書 令和2年 10月 改訂 令和3年 4月 改訂 令和4年 4月 一部改訂 令和5年 4月 改訂 令和6年 4月 改訂 令和7年 4月 改訂 令和8年 10月 改訂</div><div>編集/発行</div><div>大阪港湾局 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル10F 10階 電話 (06)6615-7806</div></div>		

大阪港湾湾工事共通仕様書

港湾工事共通仕様書

昭和40年 4月 初版
昭和47年 6月 改訂
昭和52年 4月 改訂
昭和55年 4月 改訂
昭和59年 4月 改訂
昭和63年 4月 改訂
平成 4年 4月 改訂
平成 9年 4月 改訂
平成12年 4月 改訂
平成15年 6月 改訂
平成22年10月 改訂
平成27年 3月 改訂
平成28年 3月 改訂
平成29年 3月 改訂

大阪港湾湾工事共通仕様書
令和 2年 10月 改訂
令和 3年 4月 改訂
令和 4年 4月 一部改訂
令和 5年 4月 改訂
令和 6年 4月 改訂
令和 7年 4月 改訂
~~令和 8年 10月 改訂~~

編集/発行

大阪港湾局
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビル10F 10階
電話 (06)6615-7806

修正